

一般社団法人健康ビジネス協議会

高圧加工食品認証制度実施要領

(目的)

第1 この要領は、高圧加工食品を認証することにより、消費者の健康維持・増進に資するとともに、高圧技術の普及による健康関連産業の振興を目的として、一般社団法人健康ビジネス協議会（以下「協議会」という。）認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）の第20の規定に基づき、協議会が実施する高圧加工食品認証制度の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(認証テーマ)

第2 本要領において、要綱第2第2項に規定する認証テーマは、「高圧加工食品」とする。

(定義)

第3 本要領において「高圧加工食品」とは、下記のいずれかの作用による食品の高付加価値化を目的に、製造過程において、食品や原材料の全部又は一部に高圧加工を施した食品とする。

- (1) 微生物制御
- (2) 食品成分の変化
- (3) 物性変化

2 本要領において「高圧加工」とは、食品や原材料に対し、密閉容器内で常圧より高い水圧を加えて加工処理することをいう。

3 本要領において「高圧技術」とは、食品や原材料に対し、高圧加工を施す技術のことをいう。

(認証マーク)

第4 本要領において、要綱第2第3項に規定する認証マークは、別記1のとおりとする。

2 認証マークについては、以下の取扱いに留意することとする。

- (1) 協議会から送付する印刷データを、必要に応じて縮小又は拡大して使用すること。
ただし、縦横比を変更したり、文字が読めなくなるほど縮小したりしてはならない。
- (2) 商品やチラシ等に表示する場合、印刷データと同じ色（M100%、Y100%）を原則とすること。
ただし、商品全体の色合いとの調和からマークの色を変更したい場合は、協議会と協議することができる。

(認証対象商品及び役務)

第5 本要領において、要綱第3に規定する認証対象商品及び役務は、別記2の認証基準を全て満たした高圧加工食品とする。

(申請単位)

第6 本認証制度において、申請は1社単位とする。

また、商品の単位は、一般財団法人流通システム開発センターに登録するJANコードごとを原則とする。

(認証の申請)

第7 本要領において、要綱第8第1項に規定する「申請」の様式は、別記様式とし、以下の関係書類を添付するものとする。

- (1) 高圧加工食品認証制度 企業登録書
- (2) 高圧加工食品認証制度に係る商品の概要
- (3) 高圧加工食品認証制度 商品の高圧加工に関する説明資料
- (4) その他、補足説明資料

2 認証後は、協議会からの求めに応じて認証商品の包材サンプルを協議会へ提出しなければならない。

3 一度認証を受けた者が、追加で商品の認証を申請する場合は、都度「申請」(別記様式)を提出するものとする。

(申請内容の審査)

第8 要綱第6及び第9の規定に基づき、本認証制度の審査委員により、申請内容の審査を行う。

(手数料)

第9 本要領において、要綱第12第1項に規定する手数料の種類及び金額は、別表1のとおりとする。

2 要綱第10により認証の通知を受けた者(以下「認証者」という。)側の事由により、本要領第13のとおり認証を辞退した場合や認証マークの使用を中止した場合も、既納の手数料は返還しないものとする。

(認証期間)

第10 本要領において、要綱第13に規定する認証期間は、2年間とする。

(認証の更新)

第11 本要領において、要綱第13に規定する認証の更新は、認証されて2年を経過する前に、「更新」(別記様式)にて、協議会に申請するものとする。

(認証商品等の変更)

第 12 本要領において、別記 2 の認証基準に係る認証商品の変更を行う場合は、要綱第 14 第 1 項の規定に基づき、「変更」(別記様式) に関係書類を添えて、協議会に申請するものとする。

なお、認証番号及び認証期間については、変更前の商品の認証番号及び認証期間を引き継ぐものとする。

(認証の辞退)

第 13 本要領において、要綱第 15 第 1 項に規定する「辞退」の様式は、任意様式とする。

ただし、届出日、届出者名、認証商品名、認証番号、辞退理由は必ず記載すること。

(認証制度への企業登録の解除)

第 14 本要領第 11 に定める認証の更新に係る手続を行わずに認証された日から 5 年を経過した場合には、認証者の本認証制度への企業登録は解除する。

(認証商品の販売状況の把握)

第 15 協議会は、本認証制度の適正な実施を図るため、要綱第 17 の規定に基づき、認証者に対し、認証マークの使用状況、認証商品の販売状況、販売実績等について報告を求めることができる。

(その他)

第 16 本認証制度では、健康増進法、食品表示法、食品衛生法等食品に関わる国内法令を遵守するものとする。

2 本認証商品の容器包装表示又は広告宣伝において、疾病の治療効果又は予防効果を標榜する用語を用いてはならない。

また、内容物等を誤認させるような文字、絵、写真その他表示をしてはならない。

3 保健機能食品以外の本認証商品の容器包装表示又は広告宣伝においては、保健機能食品と考えられるような紛らわしい名称や、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語を用いてはならない。

附則

1 この要領は平成 29 年 6 月 29 日から施行する。

附則

1 この要領は平成 30 年 7 月 17 日から施行する。

附則

1 この要領は令和 4 年 10 月 18 日から施行する。

別記1 高圧加工食品認証マーク



別記2 高圧加工食品認証基準

- 1 下記のいずれかの作用による食品の高付加価値化を目的に、製造過程において、食品や原材料の全部又は一部に高圧加工を施した食品であること。
 - (1) 微生物制御
 - (2) 食品成分の変化
 - (3) 物性変化
- 2 製造過程において施された高圧技術は、密閉容器内で、直接加圧方式又は間接加圧方式により静水圧を利用し、等方的に加圧する技術であること。
- 3 製造過程における高圧加工により、食品にもたらされる効果が、信頼できる調査法で得られたデータで具体的に示され、かつ、高圧加工を行わない場合と比較して明らかかな差が認められること。
- 4 最終製品として、高圧加工を行わない食品に比べ、消費者の健康維持・増進に資する高付加価値化の効果が認められること。

別表1 高圧加工食品認証制度に係る手数料の種類と金額

種類	金額（消費税別）	支払時期	その他
認証マーク 使用料	認証商品1点あたり、 1万円	初回の認証 通知時及び 更新時 (2年毎)	更新時の認証商品点数の把握 は、「更新」(別記様式)により 行うものとする。

※協議会記入欄

受付日	年 月 日
-----	-------

(別記様式)

年 月 日

一般社団法人健康ビジネス協議会
代表理事 会長 吉田 康 様

企業名
代表者職・氏名

印

高圧加工食品認証制度に係る

{	<input type="checkbox"/> 申請
	<input type="checkbox"/> 更新
	<input type="checkbox"/> 変更

一般社団法人健康ビジネス協議会高圧加工食品認証制度実施要領の規定に基づき、提出します。

1. 対象商品

商品名	JAN コード	認証番号※

※新たに申請する場合は記入不要。

※行は適宜加除してください。

【添付資料】 提出する資料の□にチェックしてください。

関係書類	申請	更新	変更
① 高圧加工食品認証制度 企業登録書 (別紙1) ※初回申請のみ提出 (2回目以降の申請、変更については、内容に変更がある場合のみ提出)	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
② 高圧加工食品認証制度に係る商品の概要 (別紙2-申請) ※申請する商品1点につき1枚作成すること。	<input type="checkbox"/>	—	—
③ 高圧加工食品認証制度に係る変更する認証商品の概要 (別紙2-変更) ※申請する商品1点につき1枚作成すること。	—	—	<input type="checkbox"/>
④ 高圧加工食品認証制度 商品の高圧加工に関する説明資料 (別紙3-申請) ※申請する商品1点につき1枚作成すること。	<input type="checkbox"/>	—	—
⑤ 高圧加工食品認証制度 商品の高圧加工に関する説明資料 (別紙3-変更) ※申請する商品1点につき1枚作成すること。	—	—	<input type="checkbox"/>
⑥ その他、補足説明資料 (企業の概要、商品の概要が分かる資料等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(別紙1) ※初回申請及び既申請内容に変更のある場合のみ提出

高圧加工食品認証制度 企業登録書

年 月 日

1. 申請者概要

(ふりがな) 企業名				
代表者	役職			
	(ふりがな) 氏名			
所在地等	〒			
	TEL(代表)		FAX	
	URL			
担当者	(書類送付先) 〒			
	部署			
	役職			
	(ふりがな) 氏名			
	TEL(直通)		FAX	
	E-mail			

2. 確認事項

認証制度への企業登録にあたり、以下の項目への同意をお願いします。

(各項目の□にチェックしてください。)

- ① (一社)健康ビジネス協議会が、認証商品を展示会等で展示する場合があります。
- ② (一社)健康ビジネス協議会のホームページにおいて、認証商品の画像等の掲載や申請企業のホームページへのリンクを行う場合があります。

(別紙2-申請)

高圧加工食品認証制度に係る商品の概要

企業名： _____

1. 申請する商品の情報

商品名	商品の概要	
作用*		
<input type="checkbox"/> 微生物制御	<input type="checkbox"/> 食品成分の変化	<input type="checkbox"/> 物性変化

※高圧加工により高付加価値化をもたらす作用の□にチェックしてください。複数該当する場合は、代表的な作用一つにチェックしてください。

2. 申請する商品の画像

表面	裏面

※商品の画像上に、認証マークの表示予定位置などに関する説明を付け加えること。

3. マークを表示する場所 (該当する項目全てにチェックしてください。)

商品 チラシ カタログ その他 ()

(別紙2-変更)

高圧加工食品認証制度に係る変更する認証商品の概要

企業名： _____

1. 変更する商品の情報

商品名	旧 JAN コード※1	新 JAN コード※1
変更内容		
作用※2		
<input type="checkbox"/> 微生物制御	<input type="checkbox"/> 食品成分の変化	<input type="checkbox"/> 物性変化

※1 JAN コードに変更がない場合は、同じ番号を記載してください。

※2 高圧加工により高付加価値化をもたらす作用の□にチェックしてください。複数該当する場合は、代表的な作用一つにチェックしてください。

2. 変更後の商品の画像

変更箇所	
表面	裏面

※商品の画像上に、認証マークの表示予定位置などに関する説明を付け加えること。

3. マークを表示する場所 (該当する項目全てにチェックしてください。)

商品 チラシ カタログ その他 ()

(別紙3-申請)

高圧加工食品認証制度 商品の高圧加工に関する説明資料

企業名： _____

1. 商品名等

商品名	作用*
	<input type="checkbox"/> 微生物制御 <input type="checkbox"/> 食品成分の変化 <input type="checkbox"/> 物性変化

※高圧加工により高付加価値化をもたらす作用の□にチェックしてください。複数該当する場合は、代表的な作用一つにチェックしてください。

2. 高圧加工実施者に関する情報

(ふりがな) 実施企業名		(ふりがな) 代表者職・氏名	
住所 (所在地)	〒	電話番号	

3. 高圧加工を施す食品・原材料名

--

4. 高圧加工装置

(高圧加工に使用する装置名、メーカー名、装置の所在地等を記入し、実際に使用する装置の画像を添付する。)

※高圧加工装置の構造・性能を説明する資料（カタログ等）を添付すること。

5. 高圧加工の概要

(高圧加工の処理工程、圧力、処理時間等を記入)

6. 高圧加工によりもたらされる効果

対象とする作用に応じて、全部又は一部に高圧加工を施す食品・原材料において、高圧加工による具体的な数値の変化をデータで示すこと。

- (1) 「微生物制御」の場合は、高圧加工により微生物が制御されていることを示すデータ
- (2) 「食品成分の変化」の場合は、対象とする成分名と、高圧加工によりその成分の量・濃度等が変化していることを示すデータ
- (3) 「物性変化」の場合は、高圧加工による食品の力学的性質^{※1}が変化していることを示すデータ
ただし、「食品成分」については、当該成分が「日本人の食事摂取基準」に記載されている食事摂取基準が示された栄養成分^{※2}ではない場合、その成分を人が摂取した場合の効果・影響を説明する資料を添付すること。

※1 硬度、凝集性、弾性、付着性等

※2 「日本人の食事摂取基準（2015年度版）」記載栄養成分

たんぱく質、脂質（脂質、飽和脂肪酸、n-6系脂肪酸、n-3系脂肪酸）、炭水化物（炭水化物、食物繊維）、ビタミン（ビタミンA、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンK、ビタミンB₁、ビタミンB₂、ナイアシン、ビタミンB₆、ビタミンB₁₂、葉酸、パントテン酸、ビオチン、ビタミンC）、ミネラル（ナトリウム、カリウム、カルシウム、マグネシウム、リン、鉄、亜鉛、銅、マンガン、ヨウ素、セレン、クロム、モリブデン）

7. 高圧加工による高付加価値化の概要

（「6. 高圧加工によりもたらされる効果」を受け、消費者の健康維持・増進のために商品としてどのように付加価値が高まったか記入する。）

※別途説明資料（任意様式）の添付可

(別紙3-変更)

高圧加工食品認証制度 商品の高圧加工に関する説明資料

企業名： _____

1. 変更する商品名等

商品名	作用※
	<input type="checkbox"/> 微生物制御 <input type="checkbox"/> 食品成分の変化 <input type="checkbox"/> 物性変化

※高圧加工により高付加価値化をもたらす作用の□にチェックしてください。複数該当する場合は、代表的な作用一つにチェックしてください。

2. 高圧加工実施者に関する情報

変更の有無	<input type="checkbox"/> 変更あり		<input type="checkbox"/> 変更なし	
(ふりがな) 実施企業名		(ふりがな) 代表者職・氏名		
住所 (所在地)	〒	電話番号		

3. 高圧加工を施す食品・原材料名

変更前	変更後

4. 高圧加工装置

変更前	変更後
装置名： メーカー名： 装置の所在地： 【実際に使用する装置の画像】	装置名： メーカー名： 装置の所在地： 【実際に使用する装置の画像】

※高圧加工装置の構造・性能を説明する資料（カタログ等）を添付すること。

5. 高圧加工の概要

変更前	変更後
圧力： 処理時間： 温度： 高圧加工の処理工程：	圧力： 処理時間： 温度： 高圧加工の処理工程：

6. 高圧加工によりもたらされる効果

変更の有無	<input type="checkbox"/> 変更あり	<input type="checkbox"/> 変更なし
<p>対象とする作用に応じて、全部又は一部に高圧加工を施す食品・原材料において、高圧加工による具体的な数値の変化をデータで示すこと。</p> <p>(1) 「微生物制御」の場合は、高圧加工により微生物が制御されていることを示すデータ</p> <p>(2) 「食品成分の変化」の場合は、対象とする成分名と、高圧加工によりその成分の量・濃度等が変化していることを示すデータ</p> <p>(3) 「物性変化」の場合は、高圧加工による食品の力学的性質^{※1}が変化していることを示すデータ</p> <p>ただし、「食品成分」については、当該成分が「日本人の食事摂取基準」に記載されている食事摂取基準が示された栄養成分^{※2}ではない場合、その成分を人が摂取した場合の効果・影響を説明する資料を添付すること。</p> <p>※1 硬度、凝集性、弾性、付着性等</p> <p>※2 「日本人の食事摂取基準（2015年度版）」記載栄養成分 たんぱく質、脂質（脂質、飽和脂肪酸、n-6系脂肪酸、n-3系脂肪酸）、炭水化物（炭水化物、食物繊維）、ビタミン（ビタミンA、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンK、ビタミンB₁、ビタミンB₂、ナイアシン、ビタミンB₆、ビタミンB₁₂、葉酸、パントテン酸、ビオチン、ビタミンC）、ミネラル（ナトリウム、カリウム、カルシウム、マグネシウム、リン、鉄、亜鉛、銅、マンガン、ヨウ素、セレン、クロム、モリブデン）</p>		

7. 高圧加工による高付加価値化の概要

変更の有無	<input type="checkbox"/> 変更あり	<input type="checkbox"/> 変更なし
<p>（「6. 高圧加工によりもたらされる効果」を受け、消費者の健康維持・増進のために商品としてどのように付加価値が高まったか記入する。）</p>		

※別途説明資料（任意様式）の添付可